



相 談

引きこもり相談窓口

15歳（中学校卒業後）からおおむね39歳までの人で引きこもりなどに悩んでいる人とその保護者を対象に、カウンセラーによる相談を実施します。

とき ①12月17日(木)、②28年1月28日(木)、午後1時～2時30分、午後2時30分～4時 **ところ** 青少年センター
定員 各1人（申し込み先着順）
参加費 無料
申し込み ①は12月7日(月)～10日(木)、②は28年1月6日(火)～21日(木)までに、社会教育課へ（電話申し込み可）

仕事に関する無料相談のご利用を

本市では、各種就労相談や労働相談を実施しています。

就労相談では、相談員が、仕事探しの方法や心構え、資格・技能取得講座、履歴書の書き方、面接の受け方など就労に関するさまざまなことについて、助言をします。



仕事の斡旋（求人企業の紹介）はできませんが、ハローワークなどの求人情報を提供するなど、求職活動を支援します。

「働きたいけれど、どうすればいいのかわからない」、「経験もないのでどんな仕事か自分に合うかわからない」などとお悩みの人は、1人で悩まずに一度相談にお越しください。

毎月の相談日は原則次のとおりです。

- ①就労支援相談 月～金曜日
 - ②お出かけ就労支援相談 第4火曜日
 - ③若者の就労相談 第3水曜日
 - ④障がい者就業・生活相談 第3月曜日
 - ⑤労働相談 第2木曜日
- ※いずれも祝日、年末年始を除く。
 ※相談時間、予約の有無、場所など詳しくは下表をご覧ください。

問い合わせ 商工観光課（内線481）

今月の相談		気軽に相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人）、 祝日、年末年始を除く、1人年1回
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線182、185）、祝日、年末年始を除く
行 政 相 談	17(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
司 法 書 士 相 談	15(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人、1人年1回
特設人権なんでも相談	11(金)	午後1時～4時	市役所地下904会議室	電話相談も可（内線544）、人権擁護委員による相談
女性 の 悩 み 相 談	10(木) 18(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約（市役所内線474）、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※10(木)は午後3時30分まで
女性のための電話相談	4(金)、11(金)、15(火)、22(火)	午前10時～午後2時		☎(23)0567、問い合わせ（市役所内線474）、 女性の相談員による相談
人 権 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約も可 ☎(24)3700、電話相談も可、 祝日、年末年始を除く
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約 ☎(26)1233、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日、年末年始を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日、年末年始を除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日、年末年始を除く
子 育 て 相 談	月～土曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可 ☎(25)0666、祝日、年末年始を除く
健康相談	14(月)	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約 ☎(28)5520、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
心配ごと相談	1(火)、18(金)、22(火)	午後1時～4時	総合福祉会館	電話相談も可 ☎(25)8200 ※1(火)は障がい者の相談、 18(金)は司法書士による相談(要予約)、22(火)は女性の相談
※心配ごと相談は、12月をもって休止します。	11(金) 25(金)	午後1時～4時	金剛連絡所	女性の相談日 電話相談も可 ☎(29)1401
	11(金)	午後1時～4時	かがりの郷	障がい者の相談日（女性や障がい者以外の相談もできます） 要予約 ☎(20)6070、司法書士による相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談、祝日、年末年始を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市民公益活動支援センター	要予約 ☎(26)7887、祝日、年末年始を除く ※ただし、 事前予約により土・日曜日、祝日、夜間の相談も可
農 業 相 談	8(火)	午後1時～4時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線444）
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 ☎(25)1101、祝日、年末年始を除く
商工法律相談	8(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
日本政策金融公庫相談	9(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
税理士による税務相談	11(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
消費者相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線186）、専門相談員による相談、 祝日、年末年始を除く、消費者ホットライン ☎188
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、 祝日、年末年始を除く、問い合わせ 市人権協議会 ☎(24)3700
お出かけ就労支援相談	15(火)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	16(水)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約、南河内若者サポートステーション ☎(26)9441
労働相談	10(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線187）、社会保険労務士による相談
障がい者就業・生活相談	21(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線199） 専門相談員による相談（就職のあっせんはしません）
住宅関連法律相談	18(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線436、437）、定員6人



国民年金

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

毎月の国民年金保険料は、日本年金機構から送付する納付書などで、翌月の末日までに納めていただくことになっています。保険料の納め忘れがあると、未納期間に応じて将来受け取る老齢基礎年金の受給額が少なくなったり、受けられなくなったりすることがあります。また、病気やけが、死亡など万一の場合に、障がい基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。



■便利な口座振替をご利用ください

納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をご利用ください。また、口座振替には、早割や2年・1年・6カ月前納などのお得な方法があります。口座振替の申し込みは、預(貯)金通帳と通帳の印鑑、年金手帳を持参し、取扱金融機関または年金事務所で手続きをしてください。

問い合わせ 天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531

国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金とは、国民年金に年金を上積みする公的な制度です。

20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者(自営業の人など)や、60歳以上65歳未満の国民年金に任意加入して保険料を納めている人が加入できます。

掛け金は、所得税や市・府民税の社会保険料控除の対象になります。

また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるなど、税制面で優遇措置があります。

問い合わせ 府国民年金基金 ☎0120(65)4192



講座

ヘルスメイトの料理教室 ～「減塩」野菜をもう一皿～

生活習慣病を予防するには減塩を心掛けた食生活が必要です。同料理教室では、「減塩」をテーマに塩分控えめでおいしく食べられる野菜たっぷり献立を紹介します。



この料理教室で学んだ事を隣近所や家族と共有し、地域の皆さんと一緒に健康づくりに取り組みましょう。

とき 28年1月19日(火)、午前10時～午後1時

ところ 保健センター

内容 調理実習、講義

対象者 市内在住で40歳以上の人

定員 30人 **参加費** 300円

申し込み 12月22日(火)(必着)までに、はがきに教室名、参加者の住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入し、☎584-0082向陽台一丁目3の35 保健センター内食生活改善推進協議会へ(申し込み多数の場合抽選)

問い合わせ 溝川さん ☎(24)4055、本多さん ☎(25)9354

保健学習会「食中毒予防等について」

とき 12月18日(金)、午後1時～3時

ところ 保健センター

内容 食品衛生監視員の食中毒予防の話、健康運動指導士による運動・体操の実技指導など

定員 15人(申し込み先着順)

対象者 市内在住の人

参加費 無料

持ち物 運動しやすい服装、運動靴、水筒、タオル

申し込み 12月7日(月)、午前9時～、岸本さん(いきいき健友会)☎(24)9189 ※同会ではウォーキングを毎週実施しています。詳しくはお問い合わせください。

介護予防サポーター養成講座

市内で開催される介護予防教室において、介護予防の知識や運動の実践方法などを指導する同サポーターを養成します。

とき 28年1月14日～3月17日の毎週木曜日(2月4日、11日は除く)、午前10時～午後3時30分(2月25日～3月17日は正午まで)と介護予防教室の見学1回(全9回)

ところ 市消防本部

内容 介護予防のための運動、栄養、口腔機能に関する基礎知識と指導方法や運動実技の指導方法など

対象者 市内在住で講座修了後、高齢者の介護予防や健康づくりを支援する「介護予防サポーターの会(健やかスマイル)」に入会し、介護予防教室で指導(月3回以上)できる人

定員 20人

参加費 無料

申し込み 28年1月7日(木)までに高齢介護課(内線196)へ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)

※同サポーターの活動についての説明会を12月24日(木)、午後1時30分～、市役所地下904会議室で開催しますので、参加を希望する人は当日、直接会場へお越しください。

若さ・健康・体力アップ教室

とき 28年1月15日～2月26日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分(全7回)

ところ けあばる

内容 体力

チェック、

若さと健康

を保つため

の運動や食

事のポイント、

口のケアについてなど

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 30人

参加費 無料

申し込み 28年1月5日(火)までにけあばるへ ※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。





国民健康保険

納付済み国民健康保険料額のお知らせ

納付された国民健康保険料は、所得税や市・府民税の社会保険料控除の対象になります。

27年1月～12月末までに市国民健康保険料を納付された全ての世帯に、「納付済額のお知らせ」を28年1月中旬に送付します。

また、口座振替で納付された世帯には、27年1月5日振替分（26年度12月分保険料）から11月30日振替分（27年度11月分保険料）まで1年間分の「口座振替済み通知書」も併せて送付します。

問い合わせ 保険年金課（内線152、156）



税

固定資産税（償却資産）の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産（構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など）も課税の対象になり、その所有者に課税されます。

28年1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は、28年2月1日（月）



までに申告してください（休・廃業されている場合も申告が必要です）。

所有者には12月中旬に申告書類を郵送しますが、届かないときや事業の開始により初めて申告される場合はご連絡ください。

※本市では、インターネットによる電子申告サービス「e L T A X（エルタックス）」がご利用いただけます。詳しくは、（一社）地方税電子化協議会〔☎03（5500）7010・<http://www.eltax.jp/>〕へお問い合わせください。

問い合わせ 課税課（内線114、115）

森林環境税が導入され、個人府民税の均等割額に加算されます

近年、集中豪雨の多発により、土砂災害などの自然災害の発生リスクが増大する中で、森林が果たしてきた災害防止機能などを維持し、次世代に健全な森林を引き継ぐため、府では、28年度から「森林環境税」を導入し、森林の環境整備に必要な財源を確保します。



課税方法 28～31年度までの4年間、府民税均等割額に300円を加算（個人府民税均等割の超過課税）

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 府環境農林水産部みどり推進室〔☎06（6210）9557〕

平成30年度から事業主を特別徴収義務者として一斉指定します

府では、個人住民税（個人府民税・市町村民税）の適正かつ公平な課税・徴収に向けて、給与から差し引きされる「特別徴収」の実施を推進しています。

30年度からは個人住民税の特別徴収を徹底するため、事業主を特別徴収義務者として一斉指定します。なお、府と府内全市町村では、「オール大阪共同アピール」を採択し、皆さんへこの取り組みの周知を実施しています。

特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員（納税義務者）に代わって、市町村に納入する制度です。

事業主は、地方税法の規定により、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。

事業主にとっては、所得税のように税額の計算や年末調整をしていただく手間がありません。従業員にとっても、金融機関などで納付する手間が省け、納め忘れがなくなります。

個人住民税の特別徴収へのご理解とご協力をお願いします。

※詳しくは府ホームページ〔<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/>〕をご覧ください。

問い合わせ 課税課（内線111、112）

12月は市税滞納整理強化月間

今月は納税催告、滞納処分を集中して実施します。

税金を滞納すると延滞金が増加され、滞納処分（預貯金、給料、不動産、自動車などの差し押さえ）を受けることとなります。

もし納付忘れや滞納市税がある場合は、早急に納付してください。

問い合わせ 納税課（内線121～124）

12月は税収確保重点月間

府では、12月を税収確保重点月間と定め、納期内に納税された人との税の公平性を確保するため、滞納者に対して徹底した催告や財産の差し押さえなどを実施します。

問い合わせ 南河内府税事務所〔☎（25）1131〕

市税未納の人を対象に年末日曜納付相談会を実施

仕事などの理由により、市役所に普段来ることができない人は、この機会にぜひご相談ください。なお、当日の混雑を避けるため、2日前までに電話で申し込んでください。

とき 12月6日（日）、13日（日）、午前9時～正午、午後1時～5時

ところ 市役所1階納税課

持ち物 納税通知書または催告書、本人確認書類、印鑑

申し込み 納税課（内線121～124）へ

今月は固定資産税・都市計画税の第4期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を！

預（貯）金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局などへ。また、預（貯）金口座のキャッシュカードを納税課に持参して手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。納税課（内線121～124）

◆固定資産税 都市計画税		◆市・府民税		◆軽自動車税	
第1期	5月	第1期	6月	全期	5月
第2期	7月	第2期	8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。	
第3期	9月	第3期	10月		
第4期	12月	第4期	1月		



福祉

歳末助け合い運動にご協力を

富田林地区共同募金会と市社会福祉協議会が主体となって、歳末助け合い運動を実施します。同運動は、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らせるよう、皆さんの参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開する募金運動です。皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。

実施期間 12月1日(火)～28日(月)

問い合わせ 市社会福祉協議会〔☎(25)8200〕



募集

けあばる非常勤登録 ホームヘルパー募集

勤務時間・形態 月～日曜日の他、祝日および早朝（午前8時以前）、夜間（午後6時以降）、直接自宅から対象者宅を訪問しケアする直行直帰制

対象者 介護職員初任者研修以上修了者（ホームヘルパー2級以上取得者）、もしくはガイドヘルパー資格取得者

申し込み 休館日を除く午前9時～午後5時にけあばるへ



介護保険

介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険料は、利用者への介護給付に欠かすことのできない大切な財源です。介護保険制度は、社会全体で支え合う制度です。保険料を納めないでいると滞納期間に応じて保険給付が制限される場合があります。介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるよう保険料は必ず期限内に納めましょう。

なお、普通徴収対象者の保険料は市から送付する納付書により取扱金融機関、コンビニエンスストアまたは市役所で納めていただき、特別徴収対象者

の保険料は年金からの天引きにより納めていただきます。

■便利な口座振替をご利用ください

普通徴収対象者の保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預（貯）金口座から振替納付される口座振替が便利で安心です。

普通徴収の対象者で口座振替を希望される人は、預（貯）金通帳と通帳の印鑑、納入通知書を持参し、次の取扱金融機関または高齢介護課で手続きをしてください。

また、〇印の金融機関については引き落としを希望する口座のキャッシュカードを高齢介護課に持参いただくだけで、暗証番号入力により口座振替の申し込みをさせていただきます（ペイジー口座振替受付サービス）。

■口座振替取扱金融機関

〇りそな銀行/〇三菱東京UFJ銀行/
〇三井住友銀行/〇近畿大阪銀行/〇池田泉州銀行/〇関西アーバン銀行/みずほ銀行/南都銀行/大正銀行/紀陽銀行/
大阪シティ信用金庫/〇成協信用組合/
大同信用組合/近畿労働金庫/大阪南農業協同組合/〇ゆうちょ銀行

問い合わせ 高齢介護課(内線175、176)



上下水道

年末年始の開閉栓業務の受け付け

年末 = 12月28日(月)、午後5時30分まで
年始 = 28年1月4日(月)、午前9時～

※インターネット（市ウェブサイトの水道事業のページ）では随時受け付けていますが、年末の作業は12月28日(月)まで、年始は1月4日(月)からになります。

問い合わせ 水道お客様センター〔☎(20)6400〕

水道管の冬支度はお済みですか

気温が氷点下になると、水が凍り水道管が破裂することがあります。

水道管がむき出しになっている場合や、水道管が家の北側にある、水道管に風が強くとたる、低温注意報が発令されたなどの場合は特に注意してください。

凍結防止に、水道管や蛇口などを保温材・毛布などで包み、その上からビニールを巻き保護しましょう。

また、水道管が凍ったときはタオルなどを巻きつけ、その上からゆっくりぬるま湯をかけて溶かします。熱湯を直接かけないでください。

なお、水道管が破裂したときは止水栓を閉め水を止めて修繕を申し込んでください。また、止水栓の位置はあらかじめ確認しておきましょう。

※水道の修繕は、市管工事業協同組合〔☎0120(032)497〕へ（月～金曜日の午前9時～午後5時30分）。その他の時間帯および土・日曜日、祝日、年末年始は市役所宿直室〔☎(25)1000〕へご連絡ください。

問い合わせ 水道工務課（内線257）

水道の使用開始・中止は必ず届け出を

・転入や転居などで新たに水道を使用される場合は、事前に届け出が必要です。また、改築や新築などの工事をされる場合も臨時栓としての届け出が必要です。なお、届け出がない場合、罰則が適用されることがあります。

・転出などで水道を使用されない場合は、料金の精算が必要となりますので、必ず閉栓の届け出をしてください。

・インターネットでも使用開始や中止の手続きができます。市ウェブサイト内の水道事業のページにある申し込み画面に、必要事項を入力し送信してください。水道お客様センターで申し込み内容を確認後、手続きをします。

・閉栓中であっても、定期的に検針を実施しています。メーター以降の水道管などの維持管理は利用者に帰属することから、閉栓中の漏水などについては、自己負担となりますのでご注意ください。

・検針は2カ月に一度お伺いしていますが、メーターボックスの上に障害物などを置かないようお願いします。

問い合わせ 水道お客様センター〔☎(20)6400〕

